

発行
前原市商工会
福岡県糸島市前原北1-1-1
TEL 092-322-3535
FAX 092-322-1113
編集・発行人／榑崎 勝宣
E-mail:maebaru@shokokai.ne.jp
URL http://ishokokai.net/

よかとこ前原



前原市商工会広報誌

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。

No.221



いよいよ発足！「糸島市商工会」

会 長 榑 崎 勝 宣

寒中お見舞い申し上げます。会員各位には平素より商工会の事業、運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

一年を振り返ってみますと、大型店の撤退や小規模事業者の店じまい、さらには空店舗・空土地の増加など目立つようですが、一方では開業や出店があり少しずつ希望の芽が出てきております。このような「時代の変化」に対応していくためには、今こそ「人材の育成」と「発想の転換」が急務でありましょう。

上記については、私の今年の年賀状のつたない一文であります。もちろん皆様にはご存知のとおり商工会の事業は、会員事業所様の経営全般についての相談指導や金融のあっせん、税務申告の記帳指導そして労働保険事務委託などなど、小規模事業者への支援が柱となっております。同時に商工会は地域の活性化事業にも力を入れなければなりません。そこで今、この時代、空店舗、空土地などの空物件の活用がなんとかできないか？そしてそこに開業者・創業者を結びつける事ができないのか。地域の活性化のため、又ビジネスにつなげるため構想を含ませなければなりません。例えば考えられることは以下の通りです。

- (1) 糸島市内の空物件の情報を調査すること。
- (2) 糸島市内外に糸島市での開業希望者募集の広告宣伝をすること。
- (3) 開業希望者への事業計画作成等の個別指導、あるいは経営者塾の開催による支援。
- (4) 開業までの支援、そして開業後の経営支援も、商工会が行うこと。
- (5) 開業に伴うリフォームや商品仕入先の紹介を商工会が行うこと。

以上申し上げたことは新年度事業として検討されているところであります。

さて、いよいよ本年4月1日「糸島市商工会」がスタートすることになりました。合併するための協議や諸々の準備そして手続きなどが2月、3月の大事な仕事であります。役職員の皆様には本当にご苦労様です。

地域商工業の経済は依然として厳しい状況であります。新商工会が希望を持って、元気に船出しなければなりません。守る時期、我慢する時期も大切ですが、それは未来に挑戦するための原動力であることを認識してほしいと思います。地域社会に「役に立つ」組織にするためには、まずは一体化を早く進め、役員、職員、青年部、女性部、会員事業所様との融和とコミュニケーションが始めの一步でありましょう。

それでは会員皆様のご繁栄とご健康をお祈り申し上げ前原市商工会としての“最後のごあいさつ”とさせていただきます。

新会員紹介

H24年12月、H25年1月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

総合庁舎前

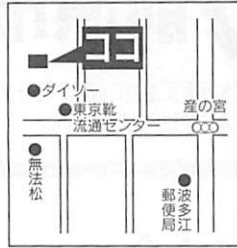
波多江 ALLURE

ーネイルサロンー

波多江駅北2-7-1-805

☎324-3123

<代表者> 服部 有子



南本町 五右工門

ー居酒屋ー

前原中央2-1-14

☎324-6808

<代表者> 田中 崇一郎



事務局対応 (株)福岡潜水

ーウェットスーツ製造ー

大門412-1

☎322-7301

<代表取締役> 遠藤 徹



商工会会員加入
推進中

青年部

地域貢献事業

「味噌と塩麴づくりの体験セミナー」の報告

◎日 時 平成25年2月9日(土) 10:00~11:30

◎場 所 (有)カノオ醤油味噌醸造元

◎参加者 一般市民の方20名

創業明治22年という伝統の味噌づくりが体験できるということで、受講者募集は10分で予約が終了するという人気ぶり。

当日も大盛況でした。



▲味噌づくりのポイントを説明される稗田佳昌さん

税務相談のご案内

税理士さんへ**無料**で相談できますので、この機会を是非ご利用下さい！

相談したいことはありませんか？

- * もっと節税する方法はないのだろうか？
- * 事業継承をしたいけど、どういう方法が良いのだろうか？
- * 個人から法人へ組織変更すると、どんなメリット・デメリットがあるのだろうか？
- * 相続や贈与の件 などなど

◎日 時 平成25年2月27日、3月6日、13日、21日、27日

◎場 所 前原市商工会館(小会議室)

◎時 間 13:30~16:30

◎対応者 甲斐田真道税理士事務所 甲斐田真道 氏

事前予約が
必要となります。
Tel.322-3535

会員さんなんでもPRコーナー

雑貨カフェ POWDERさん

浦志地区

昨年OPENした雑貨とカフェのお店です。

店内はホワイトアンティーク調で、全国各地30名の作家によるハンドメイドの他ナチュラルアンティーク雑貨、キッチン雑貨、アクセサリー、ポーチ、バッグ、洋服などが揃っており、プレゼントラッピングも無料で行っています。お客様へのプレゼントやイベント景品、お店の一角を雑貨で飾りたい時などお気軽にご相談下さい。オーダーも承っています。

奥には隠れ家的カフェがあり、2階の明るい展望から、オール300円ドリンクやケーキ、ランチなどが楽しめます（全席12+カウンター4席）ミーティングや打ち合わせ等にもお気軽にお使い下さい。ご予約も承っております。 TEL.323-2050



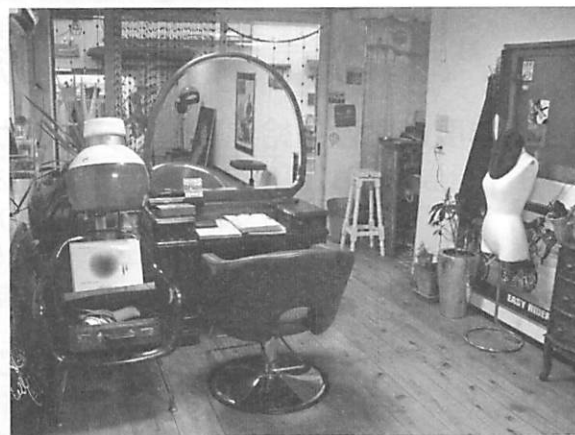
不二子美容室さん

南本町地区

お世話になっております。前原駅前の不二子美容室です。前原にオープンさせていただき早や3年が経とうとしています。不況と言われながらも皆様に助けていただきここまで営業ができておりますことを本当に感謝しております。

さて、当店は『ナチュラルなスタイル作り』をテーマに、シャンプー、カット、仕上げまで1人で担当させていただいておりますので、他人の目を気にせずゆっくりと施術を受けることができます。また、気になる髪の悩みも丁寧なカウンセリングを心掛け、お客様と一緒にイメージを形にしていまいますので仕上がりにも納得していただけるかと思います。

今後ともよろしくお願い致します。



事業主の方へ

節税になります

雇用者数の増加1人あたり20万円の税額控除を受けられます

雇用促進税制のご案内

1 税制優遇制度の概要

- ☐ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)(※1)において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、雇用増加割合(※2)10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除(※3)が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります

2 対象となる事業主の要件

- ☐ 青色申告書を提出する事業主であること

- ☐ 適用年度とその前事業年度※1に、事業主都合による離職者※2がないこと

※1 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度。

※2 雇用者(雇用保険一般被保険者)であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

雇用保険一般被保険者とは、**高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者**をいいます。

- ☐ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業※1の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加※2させていること

※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。(詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照)

・資本金1億円以下の法人

・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

※2 雇用者増加数は、**適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差**です。

雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

- ☐ 適用年度における給与等※1の支給額が、比較給与等支給額※2以上であること

※1 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特典関係者(役員の親族など)に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

※2 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額
+ (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

- ☐ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

〈お問い合わせ先〉 ハローワーク福岡西 TEL.688-9208